

令和5年9月26日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

16番	大 原 功
-----	-------

3 会議録署名議員

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	大 木 弘 己
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	服 部 朋 夫
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	安 井 幹 雄

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	飯 塚 義 子

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	川 村 紀 子		

7 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第3 議案第26号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第27号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第28号 弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第29号 令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第7 議案第30号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第31号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第32号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 認定第1号 令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 令和4年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について
（追加提案）
- 日程第17 発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及

び拡充を求める意見書の提出について

日程第18 発議第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第20 議員派遣の件

日程第21 閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） 皆さん、こんにちは。

会議に入ります前に、大原功議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、板倉克典議員と那須英二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（平野広行君） 日程第 2、報告第 3 号を議題とします。

地方自治法第180条第 2 項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 3 議案第26号 弥富市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第27号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第28号 弥富市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第 6 議案第29号 令和 4 年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 7 議案第30号 令和 5 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第31号 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第32号 令和 5 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第33号 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第11 認定第 1 号 令和 4 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第 2 号 令和 4 年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第 3 号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 4 号 令和 4 年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第15 認定第5号 令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第6号 令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（平野広行君） この際、日程第3、議案第26号から日程第16、認定第6号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託された案件は、議案第28号弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてはじめ2件です。

本委員会は、去る9月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第28号弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について及び議案第29号令和4年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上2件を一括審査しました。

委員から、議案第28号について、飛島村や名古屋市等近隣市町村の状況等はどうなっているかとの質問に、市側より、飛島村については、まだ工業立地法の準則も定めていないです。港の楠や木場などについては、県が別の法律、地域未来投資促進法に基づく基本計画を既に定めておりますとの答弁がありました。

また、委員から、工場立地法の準則を定めていないということは、飛島村はもともと上乘せしていなかったのかとの質問に、市側より、本市においても工業地域や準工業地域、調整区域については国が定める基本の面積率としている。準則を定める条例については、海部管内では本市以外にあま市や津島市しか定めておりませんとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第28号及び議案第29号は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第26号弥富市印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部改正についてははじめ2件です。

本委員会は、去る9月19日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、議案第27号について、弥富市において、現状の保険証での不具合はどういったことがあったのかとの質問に、市側より、窓口申請時の保険証確認で、社会保険等加入時に保険証が即時発行されない場合があり、保険証未交付による資格確認ができず、受給者証を交付できないことがありましたとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、保険証を廃止し、マイナ保険証を持っていなければ資格証明書を発行するとのことだが、コストはどれほどかかるのかとの質問に、市側より、各保険者の対応となりますので、費用については掌握しておりませんが、国民健康保険と後期高齢者医療の場合は保険システムからの打ち出しになるので、費用面では少額だと推察しますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第26号については、全国的にはかなり多くの不具合が発生している。こうした中で、マイナンバーカードの利用を促進するようなことは賛同できるものではない。議案第27号については、前提がマイナ保険証を推進する、健康保険証を廃止するといった議案に賛同することはできないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第26号及び議案第27号は賛成多数で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） 予算決算委員会委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）をはじめ10件です。

本委員会は、去る9月20日に委員15名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、臨時財政対策債が5,660万円減額され、予算現額は6,240万となった。普通交付税算定の際の財源不足額に対する臨時財政対策債の

比率は直近５年間でどのように推移しているかとの質問により、市側より、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた振替前財源不足額に対する臨時財政対策債発行可能額の割合は、令和元年度22.76%、令和２年度32.84%、令和３年度71.86%、令和４年度24.13%、令和５年度10.16%との回答がありました。

続いて、総務部所管の決算認定について、認定第１号令和４年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第２号令和４年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、以上２件を一括審査しました。

委員から通告にて、自主防災組織支援事業について、昨年度から補助合計金額があまり増えていない。自主防災活動がまだコロナ前に戻っていないと感じる。防災訓練の件数は増えていないのかとの質問に、市側より、防災訓練の実施件数については、令和３年度９件、令和４年度17件実施しており、８件の増加との答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算について、議案第30号令和５年度弥富市一般会計補正予算（第３号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から商工会補助金は140万円あるが、その事業計画はとの質問に、市側より、詳細な計画は決定していないが、商工会からの説明では、近鉄弥富駅の駅前ロータリーの時計台と噴水の周りにイルミネーションを設置すると聞いているとの答弁がありました。

続いて、建設部所管の決算認定について、認定第１号令和４年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第２号令和４年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第６号令和４年度弥富市下水道事業会計決算認定について、以上３件を一括審査しました。

委員から通告にて、弥富駅周辺地区整備計画策定業務委託について、事業効果や採算性に疑問が多く、市の負担が大き過ぎるので見直すべきと考えるが、委託の成果と今後の予定はとの質問に、市側より、業務内容はＪＲ・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅に挟まれた区域を対象に、令和３年度に検討した整備計画案から一部事業区域を拡大して検討を行った。また、地権者の個人面談や民間事業者のヒアリング、地権者説明会等を実施し、いただいた意見を基に計画案の修正検討を行った。今後の予定としては、令和５年度はこれまでに検討してきた整備構想案を基に、駅前広場や都市計画道路の都市計画変更に係る関係機関協議を進めていくとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の決算認定について、認定第１号令和４年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、自治会支援金について、どのような使用用途がなされたのか。コロナ交付金が受け取れるような適切な活用がなされたのかとの質問

に、市側より、自治会活動の運営に当たる自治会費等を全額または一部免除する地区、換気対策等を行えるよう、集会所等の改修を行った地区や、安心・安全のための活動に要する防犯カメラの設置に要する経費に充てた地区など、自治会等の活動の再開・継続のための経費などに活用したとの報告、御相談をいただいております。今回交付した自治会支援金は、コロナ禍等で原油価格、物価高騰によって負担が増した自治会活動の経費等に使われており、コロナ交付金が受け取れるような適切に活用がなされたと会計報告等で確認していますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の補正予算について、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）から議案第33号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括審査しました。

市側からの説明の後、委員から質疑等はありませんでした。

続いて、健康福祉部所管の決算認定について、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号令和4年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括審査しました。

委員から通告にて、おむつの回収業務について、利用者や保育士の反応はどうかとの質問に、市側より、保護者においては、衛生的ではないごみを持ち帰らなくて楽になったという声がほとんどですが、持ち帰っていたときに確認ができた使用枚数が分かりにくくなったという声もあります。また、保育士からは、使用済みおむつを個別に分けて保護者に返す必要がなくなり作業が減ったという一方で、使用した枚数を保護者に伝える手間が増えたとの意見も聞いています。ほかに、児童の体調を伝える手段が減ったことや、保護者と連携したトイレトレーニングが進まなかったというマイナス面がありますが、保護者及び保育士の負担が軽減され、総体的に好評を得ています。次年度以降も継続して実施していきたいとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第30号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

市側からの説明の後、委員からの質疑等はありませんでした。

続いて、教育部所管の決算認定について、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査しました。

委員から通告にて、スクールカウンセラーの配備で本当に問題が解決しているのか、現場の教師を含めた検証はされているのかとの質問に、市側より、スクールカウンセラーを配備することにより、スクールカウンセラーのアセスメント、つまり子供たちの様子の観察、作品分析、発達検査がこれまで以上に丁寧に行うことができるようになったため、教職員と相

談する時間、コンサルテーションがこれまで以上に持てるようになったり、子供の抱える課題についても対応を考えるケース会議を行ったり、生徒指導会議等に参加したりと、スクールカウンセラーもチームの一員として子供たちを支える体制の充実が図られていますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、認定第1号については、多くの利益が出ている中で、対応しなければならない事業について予算を確保してほしいや、弥富駅自由通路、弥富駅前整備、区画整理事業等において、全く情報が開示されていない。また、弥富駅自由通路橋上駅舎化事業については、数千万の委託を支出しているが、成果品の納入がされていないということは適切ではない。認定第3号については、一般会計からの繰入れはあるが、市民の負担が大きくなっている。制度の見直しを行うべきである。認定第4号については、保険料等が高くなり、窓口負担が増加傾向にあるため、制度自体を抜本的に見直す必要がある。認定第5号については、年金等所得が減っている状況の中で、保険料や窓口負担が増加傾向にある。生活を圧迫するような制度自体を抜本的に見直す必要がある。認定第6号については、収入では到底賄えない状況で、今後も負担が大きくなっていき、一般会計の補填が必要であるため、事業自体を縮小していくことや、これからまだ2年ほど新規で増築される状況であるため、事業を止めることが今できることではないか。また、見直し等も含め検討すべきや、収入で支出をカバーできていないという中で、一定の範囲内における一般会計からの繰入れはゼロだとは思わないが、金額があまりにも大き過ぎるため、一般会計を大きく圧迫しているとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第30号から議案第33号までの4件については、全員賛成で議案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第6号までの4件については、賛成多数で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

すみません、先ほどの発言の中で、臨時財政対策債発行可能額の割合を令和5年度は10.16というふうに申し上げましたが、10.61%でございますので、訂正のほうよろしく願いいたします。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

認定第1号と第6号の2本について、反対の立場で討論します。

まず、認定第1号令和4年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、実質単年度収支は黒字だということですが、新市庁舎や火葬所の建設事業が一服して、次の駅の事業が本格化するまでの大型事業の端境期で、一時的なものに過ぎません。

従来は20億円前後で調整していた財政調整基金が、まだ20億円に達していません。その他、今後の事業のためには目的別の基金を合わせて35億円程度の基金を積む必要があると思いますが、いまだ十分な貯金ができていません。なおかつ、下水道への繰り出しが止まっています。

今年度の予算執行によって、特に弥富駅周辺地区整備、車新田地区土地区画整理、それから西末広地区の整備構想に合計3,600万円の委託料を使って委託した成果、これが議会や市民に適切な説明がされていません。

特にこれ以外のことですが、自由通路橋上駅の詳細設計については、約3,000万円をJRに支払っていますが、JRが約3,000万円で作業した証拠とも言える図面が弥富市に納入されていないのに、3,000万円をJRに支払っているのは、僕は問題だと思います。

いずれにしても、将来に大きな負担を残すJR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅化に関する予算が執行されています。以上の理由で、一般会計の決算認定に反対します。

次に、認定第6号令和4年度弥富市下水道事業会計決算認定についてですが、本来、受益者負担が原則である下水道会計ですけれども、営業費用として約8億、これに対していわゆる利用者が払う利用料を中心とした営業収益は3億です。この差が5億、経費にしてみると3分の1程度しか収入で賄えていない。結局、一般会計からの約4億円以上の補助という名前の補填がなければ通常の維持管理もできないと。今後、人口減少などの要因により、下水道使用料はむしろ期待できないと思います。さらに将来は、現在造っている施設、この施設整備の更新に相当な経費が見込まれ、経営環境はますます厳しくなっているというのに、さらに新規の建設のために国から補助金は入るというものの、約4億7,000万円の企業債という借金をまた今年も積み上げています。改善が見られない下水道会計決算認定に反対します。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 私からは、議案第26号、27号、そして認定第1号、3号、4号、5号、6号について、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第26号、27号、まとめさせていただきますが、この議案はマイナンバーカードを前提とした議案となっています。

議案第26号は、弥富市でもうすぐ始まるマイナンバーカードを使っ

コンビニ交付に加えて、印鑑登録証明の発行を可能とする議案となっています。しかし、既に導入されている自治体では、このコンビニでの各種証明書の発行の際に他人のものが出るなど、重大なエラーが発生しております。プライバシー面からも、セキュリティの面からも重大なエラーとなり、弥富市でも今後このようなことがないと言い切れない状況となっています。ましてや、印鑑証明など重要な書類をコンビニ交付となれば、そのようなエラーが出た際には目も当てるできません。

また、議案第27号は、保険証の廃止を前提としてマイナンバーカードによる独自利用を進めるための条例整理であり、認めるわけにはいきません。

多くの医療機関から、保険証を廃止すると混乱が起こり、不具合に対しても対応しにくくなるという警鐘を鳴らしています。保険証廃止を前提とし、マイナンバーカードに一本化する前提の下での改正は認めるわけにはいきません。

続いて、認定第1号、3号、4号、5号、6号について、反対の立場で討論いたします。

まず認定第1号、一般会計の決算認定でございますが、今回は予算の見積りが甘く、結果として9億円を超える黒字となっています。丁寧な試算を行うことにより、より一層住民の困っている点に対して対応していくべきだと思います。このようなお金があれば、例えば私が一般質問で取り上げたような学校や保育所での防災セットをロッカーなどに常備しておくことが約800万円で実現可能となっておりますので、そういったこともできますし、災害に強いまちづくりを進めていくためにも強化が急がれる分野となっています。

また、市内道路でも歩道未設置や狭いなどで困っている箇所もたくさんありますし、学校の体育館に熱中症の観点からもスポットクーラーを増やすなど、あるいは保育所の保育士が集まらず、保育士さんらが負担が重いことを解消するための用務員の配置などにも手当てしていただきたいと思います。

そして、コロナ禍で疲弊し、物価高騰で暮らしが大変になっている今だからこそ、水道料金の引下げであったり給食費の負担軽減、高齢者の配食サービスの負担軽減など、より多くの市民の生活に関わる支援が求められています。そうした中で、このような予算があるわけですから、ただの数値としてではなく、一つ一つが市民の暮らしに直結するものとして検討していただきたいというふうに思います。

そして、認定第3号は、国民健康保険税の認定ですが、子供の均等割など、お金を稼げない人たちからも負担させるなど、到底受け入れ難い制度となっております。根本は国の負担割合が少ないところにありますが、このような制度は大きく改善する必要があります。

認定第4号は後期高齢者医療、第5号は介護保険の特別会計となっています。

年金が少なくなる中で、物価の急上昇が起こり、高齢者の暮らしも大変となっています。その中で、後期高齢者や介護保険料など、保険料も利用料もさらに負担増というふうになっ

ています。これも被保険者の負担が大きく、根本は負担割合を変える、あるいは一般会計などからの繰入れを行うことが可能となるような制度の改善が大本から必要だと感じています。

国において社会保障費をしっかりと担保し、手当てすることを弥富市としても要求していただきたいというふうに思います。消費税を増やして社会保障費が拡充されないこと自体が根底から間違っています。

最後に、認定第6号の下水道事業会計の決算認定でございますが、下水道事業は既に大きな将来の不安があります。この事業においては、採算性が全く取れずに破綻しかかっています。現在の料金収入では到底運営できず、一般会計からの多額の繰入れを行って何とか運営しているところでございますが、それは現在、ただ運営できているだけで、将来の維持管理、補修、改修などの大きな負担があるときには、さらなる投資が必要になってきます。そのような先の見通しの中で、まだいまだに新規事業に着手し、将来負担を増やしています。さらに今後は、国からの交付金も減っていくことが目に見えています。長期的な視点で真剣に検討し直す必要があります、少なくともこれ以上新規の工事を増やして負担を増やすことのないよう、改善を求めたいと思います。

以上の理由により、反対の討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第26号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号から議案第33号まで、以上5件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第33号まで、以上5件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

三浦義光議員から発議第2号から発議第4号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から第4号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第18 発議第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第19 発議第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

○議長（平野広行君） この際、日程第17、発議第2号から日程第19、発議第4号まで、以上3件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三浦義光議員に提案理由の説明を求めます。

三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

それでは、発議第2号から発議第4号までの3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第2号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和6年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第3号国の私学助成の拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するために、就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に対し強く要望するものであります。

発議第4号愛知県の私学助成の拡充に関する意見書は、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

以上、この意見書3件につきましては、それぞれの関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第2号から発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第4号は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第2号から発議第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第4号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議員派遣の件

○議長（平野広行君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにし
たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただきたいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありまし  
た。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和5年第3回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時41分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 板 倉 克 典

同 議員 那 須 英 二